

**北海道男女平等参画苦情处理委員
令和 4 年度活動狀況報告書**

令和 5 年（2023 年）7 月 1 2 日
北海道男女平等参画苦情处理委員

目 次

	ページ
I 北海道男女平等参画苦情処理委員名簿	1
II 令和4年度活動状況報告	2
III 令和4年度 男女平等参画に関する苦情等申出受付件数	
1 受理機関別	4
2 申出者性別等	4
3 申出区分別	4
4 申出内容別	4
5 申出内容コード別	5
IV 令和4年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況	6

参 考 資 料

・ 北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱	7
・ 北海道男女平等参画推進条例に基づく 道民等からの申出に係る事務処理要領	8
・ 男女平等参画に関する苦情処理の流れ	9
・ 男女平等参画に関する苦情等申出書標準様式	10
・ 道民等からの申出記録票記入要領	11

【北海道男女平等参画苦情処理委員名簿】

ながさか たかゆき
◇ 長 坂 貴 之 （人権擁護委員、弁護士）

[任期] 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（再任）

た だ え り こ
◇ 多 田 絵 理 子 （弁護士）

[任期] 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（新任）

Ⅱ 令和 4 年度 活動状況報告

1 はじめに

北海道においては、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、平成 13 年 3 月に、男女平等参画の推進に関し、基本理念等を定めた「北海道男女平等参画推進条例」（以下、「条例」という。）を制定し、同年 4 月に施行されています。

条例では、第 18 条に道民等からの知事に対する申出、第 19 条に北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の設置、第 20 条に苦情等の申出について定められています。

苦情処理委員制度は、第 18 条の知事に対する申出とは独立したものであり、第三者機関として、道民及び事業者からの男女平等参画に関する苦情等の申出を公平・中立な立場で受けるため、平成 13 年 10 月から苦情処理委員が設置されています。

苦情処理委員は、申出人に適切な助言を行う、いわゆる相談機能を持つほか、男女平等参画に係る道の施策について、関係する道の機関に対し、参考となる委員個人の所見を述べることにより、道の機関の自主的な改善を促すという機能を持つ機関です。

2 苦情等の申出の状況

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において、条例第 20 条に基づく道民等からの苦情処理委員への申出はありませんでした。

道においては、広報誌やホームページ、各総合振興局・振興局の相談窓口などにより、道民の皆さんへの周知に努めていると承知していますが、令和 4 年度中の苦情処理委員に対する申出はなく、制度が開始した平成 13 年からの申出件数は、累計でも 16 件という状況にあります。

本制度は、道の施策等において、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる制度等を見直すきっかけとして有効に活用されるべきものと理解しますが、制度発足後の時間的経過とともに、社会における男女平等意識の高まりにより、男女の固定的役割分担の意識が根底にあるような制度や仕組みが、随時見直されてきているとともに、様々な相談に対応する窓口が充実してきたことから、結果として申出が極めて少ない状況が続いているものと認識しております。

3 苦情処理委員としての活動

令和 4 年度、条例第 20 条に基づく苦情処理委員への申出はありませんでしたが、条例第 18 条に基づく知事への申し出は 436 件であり、苦情処理委員に対する申出にまで至らない匿名の申出や、DV相談などをはじめとした男女平等参画を阻害す

ると認められる道民等からの申出に対して、道が対応した案件について、事務局から定期的に説明を受け、専門的な立場から助言等を行ってきました。

こうした活動は、弁護士会等における弁護士活動にも参考になることも多く、事務局である道と苦情処理委員との間で、双方に有益な意見交換が図られているものと理解しております。

4 その他

少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入した中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会の構築が不可欠です。そのためには、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化への対応や、ワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。今年度の男女共同参画白書においても、固定的性別役割分担を前提とした長時間労働等の慣行を見直し、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会「令和モデル」へ転換することについて提唱されています。

しかしながら、家事や育児、介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることや、女性の登用や指導的地位に占める女性の割合が低い状況が続いており、女性の能力が十分に発揮される状況とはなっておりません。また、DVや性犯罪など女性に対する暴力も依然として深刻な問題であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をつくっていくという考え方が浸透し、その考え方のもと、本制度が一層活用されることを期待しております。

苦情処理委員制度は、発足から21年が経過しています。この間、苦情処理委員への申出方法については、郵送やファクシミリ、持参によるほか、インターネットによる申出もできるようになりました。

道民の皆さんに、この制度が定着し、安心して苦情処理委員への申出ができるように、道においては、各種の機会を通じて、制度の周知に取り組んでいただきたいと思います。

道民の皆さんに本制度の趣旨及び内容がより一層理解され、積極적으로ご活用いただき、男女平等参画社会の実現を図ることができれば幸いです。

令和5年（2023年）7月

北海道男女平等参画苦情処理委員

長坂 貴之
多田 絵理子

Ⅲ 男女平等参画に関する苦情等申出受付件数

1 受理機関別

区分	年度																				計		
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R3	R4
本庁	6		2	1		2		1	1	1										1	1		16
振興局																							
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	16

2 申出者性別等

区分	年度																				計		
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R3	R4
男性	1			1		1			1												1		5
女性	5		1			1		1		1										1			10
団体			1																				1
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	16

3 申出区分別

区分	年度																				計		
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R3	R4
苦情	2		2	1		1		1	1	1													9
照会																							0
相談	3																						3
要望・意見	1					1																	2
その他																				1	1		2
合計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	16

4 申出内容別

区分	年度																				計		
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R3	R4
男女平等参画を阻害すると認められるもの	4		2			2		1	1	1													11
男女平等参画に必要と認められるもの																							0
悩み事																							0
その他	2			1																	1	1	5
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	16

5 申出内容コード別

項目	内 容	年度																				計		
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R3	R4
1 行政	道の施策																						0	
	国、市町村の施策	2																					2	
	教育関係																						0	
	その他の機関																						0	
	その他	1		2			1																4	
2 仕事	就職																						0	
	労働条件																						0	
	セクシュアル・ハラスメント（職場）	3					1		1														5	
	家庭との両立																						0	
	解雇																						0	
	その他									1	1												2	
3 家庭	夫婦関係																						0	
	離婚																						0	
	子供の養育																						0	
	高齢者問題																						0	
	夫・パートナーからの暴力																						0	
	その他																						0	
4 本人	健康																						0	
	経済的な問題																						0	
	性被害																						0	
	男女問題																						0	
	人生問題																						0	
	その他																						0	
5 地域	人間関係																						0	
	セクシュアル・ハラスメント（職場以外）																						0	
	つきまとい、ストーカー被害																						0	
	その他																						0	
6 その他	その他				1																1	1	3	
計		6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	16

IV 令和4年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況

- 1 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出 [0件]
- 2 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出 [0件]
- 3 制度の対象外 [0件]

【参考】

申出内容別

区分	年度																				計		
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R3	R4
男女平等参画を阻害すると認められるもの	4		2			2		1	1	1													11
男女平等参画に必要と認められるもの																							0
制度の対象外	2			1																1	1		5
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	16